

# 消研は消防研究センターに

## 予防課に消防技術政策室

独立行政法人消防研究所は、消研廃止法案により、3月31日付で解散した。消防研究所の調査研究機能は、4月1日付で、同じ場所に新設された消防大学校消防研究センターに引継がれた。

これにより、独立行政法人消防研究所の研究員は、全員が同センターの職員として国家公務員となった。事務部門は消防大学校庶務課に移された。消防研究センターの基本戦略を決め、調査研究を支援する「消防技術政策室」が、予防課に新設された。

「独立行政法人消防研究所の解散に関する法案」は、3月17日に衆議院で可決（3月18日号既報）した。続いて参議院総務委員会で審議された。3月28日に同委員会が全会一致により可決した。その際、次の付帯決議が付けられた。

「政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐに当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

- 1 新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされていることを踏まえ、

独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上を図られるよう、特に留意すること。

- 2 安心・安全に暮らせる社会を目指し、消防防災科学技術の振興を図るため、消防本部の研究部門や大学との共同研究などの連携を推進すること。」

参議院では、3月29日に全会一致で可決、3月31日に公布4月1日から施行された。

同法の公布に伴い、同31日付で「独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令」が公布され、4月1日から施行された。この政令は、関係政令について所要の改正と、規定の整備を行なったもの。

（消防研究センター）  
独立行政法人消防研究所は3月31日に解散、火災原因調査と調査研究機能は、4月1日に同じ場所に新設された消防大学校消防研究センターに引継がれた。

同センターには、所長が置かれた。初代所長には、独立行政法人消防研究所の室崎益輝理事長が就任した。

所長の下に研究統括官が置かれた。研究統括官は「命を受けて、災害時における消防の活動その他の消防の科学技術に関する研究、調査及び試験に関する事務を統括する。」

同センターには、「火災災害調査部」、「技術研究部」、「研究企画部」の3部が置かれた。

火災災害調査部は、次のことを行なう。

- 1 消防法第35条の3の2第1項の規定により火災の原因の調査を行うこと。
- 2 災害時における消防の活動に係る科学技術に関する研究、調査及び試験を行うこと（研究企画部の所掌に属するものを除く）。
- 3 災害時における消防の活動その他の消防の科学技術に関する研究、調査及び試験の実施に係る企画及び立案、研究並びに評価並びにその成果の普及に関する事務をつかさどる。

（消防技術政策室）  
消防予防課には、研究の基本戦略を決め、調査研究を支援する「消防技術政策室」が新設された。同室は室長以下5人体制。初代室長には、独立行政法人消防研究所の鈴木和男事務局長が就任した。同室は次のことを行なう。

- 1 防火査察（火災の調査を含む）、防火管理その他火災予防の制度のうち技術に関するもの企画及び立案並びに研究に関すること。
- 2 消防に関する試験及び研究に関する事務のうち総合的な政策の企画及び立案並びに研究に関すること。
- 3 消防大学校における事務のうち消防研究センターの所掌事務に関すること。

日本消防新聞の許諾を得てこの記事に掲載しています。  
この記事の著作権は日本消防新聞に属しています。  
日本消防新聞に無断で転載することを禁止します。